

発生抑制・再資源化について

1. 現状と課題のまとめ

(1) ごみ全体について

① ごみ総排出量

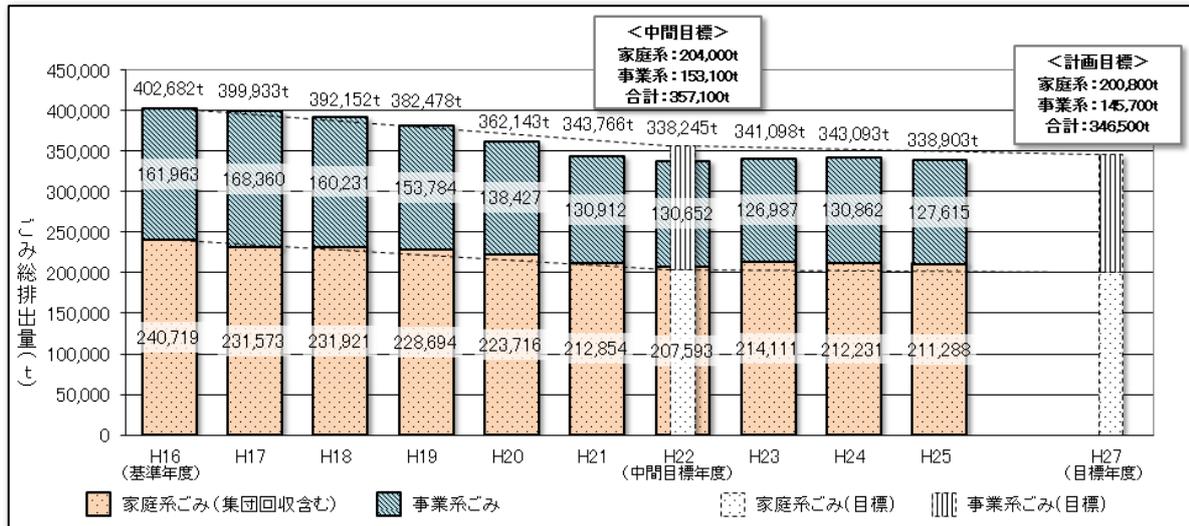


図 1-1-1 ごみ総排出量の推移

- ごみ総排出量は平成 16 年度から継続的な減少傾向が続いていたが、平成 22 年度以降横ばい傾向となっている。平成 21 年度の段階で計画目標（平成 27 年度：346,500 t）を前倒して達成しており、平成 25 年度においても、計画目標を約 7,500 t 下回っている。
- しかし、家庭系ごみ単独で見ると、計画目標 200,800 t に対し、平成 25 年度実績が約 21.1 万 t と達成できておらず、今後大きく減少する要因も想定されないことから、目標達成の見込みは低いと考えられる。

② 清掃工場搬入量

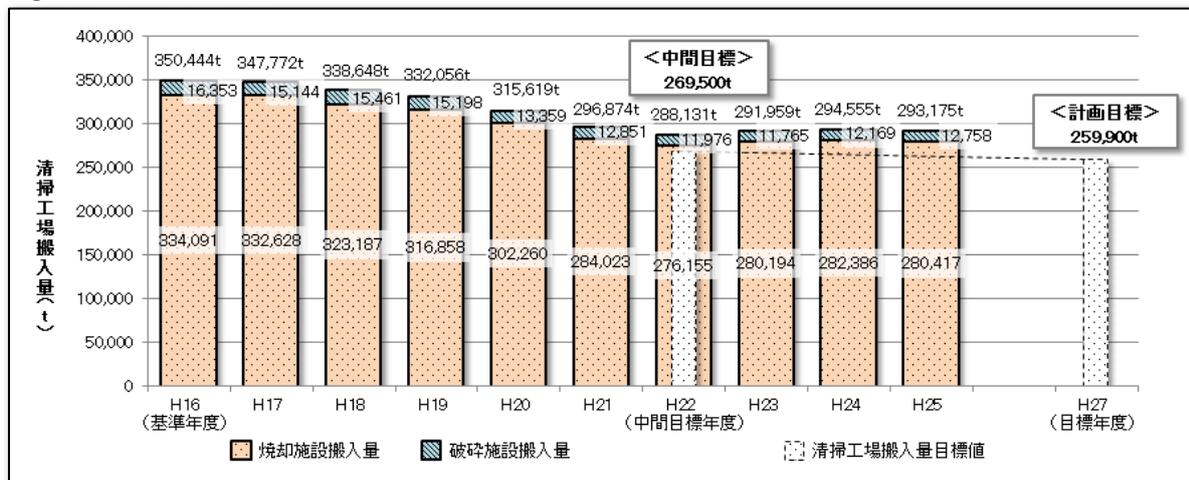


図 1-1-2 清掃工場搬入量の推移

- 清掃工場搬入量については、ごみ総排出量と同じく平成 16 年度から継続的な減少傾向が続いていたが、平成 22 年度以降横ばい傾向となっている。
- 平成 22 年度における実績は約 28.8 万 t で、中間目標である 269,500 t を達成できていない。また、平成 25 年度における実績は約 29.3 万 t で、計画目標（平成 27 年度：259,900 t）を約 3.3 万 t 超過している状況。
- 今後、既存施策の推進や 10 月から施行される清掃工場への併せ産廃搬入禁止による減少は想定されるものの、計画目標の達成の見込みは低いと考えられる。

③ リサイクル量及びリサイクル率

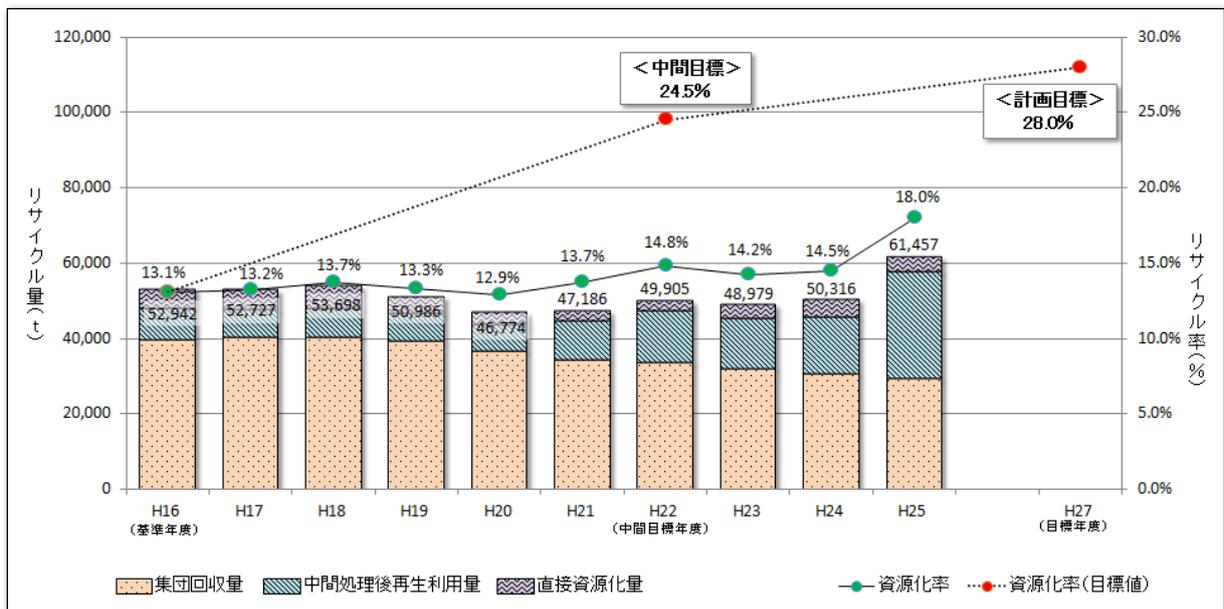


図 1-1-3 リサイクル量及びリサイクル率の推移

表 1-1-3 リサイクル量及びリサイクル率の推移

単位：トン、%

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
リサイクル量	52,942	52,727	53,698	50,986	46,774	47,186	49,905	48,979	50,316	61,457
集団回収	39,602	39,967	39,955	38,936	36,510	33,999	33,316	31,898	30,388	29,195
中間処理後再生利用	8,121	7,556	7,710	7,504	6,919	10,418	13,940	13,305	15,085	28,460
直接資源化	5,219	5,204	6,033	4,546	3,345	2,769	2,649	3,776	4,843	3,802
リサイクル率	13.1%	13.2%	13.7%	13.3%	12.9%	13.7%	14.8%	14.2%	14.5%	18.0%

- リサイクル量及びリサイクル率は、平成 21 年度の分別拡大後に向上が見られた。
- また、平成 25 年度は、臨海工場から生成される熔融スラグ・メタルの資源化により、リサイクル率は 18.0% まで向上しているが、今後大幅にリサイクル率が向上される要因は想定できないことから、計画目標の達成の見込みは低いと考えられる。

(2) 家庭系ごみについて

① 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

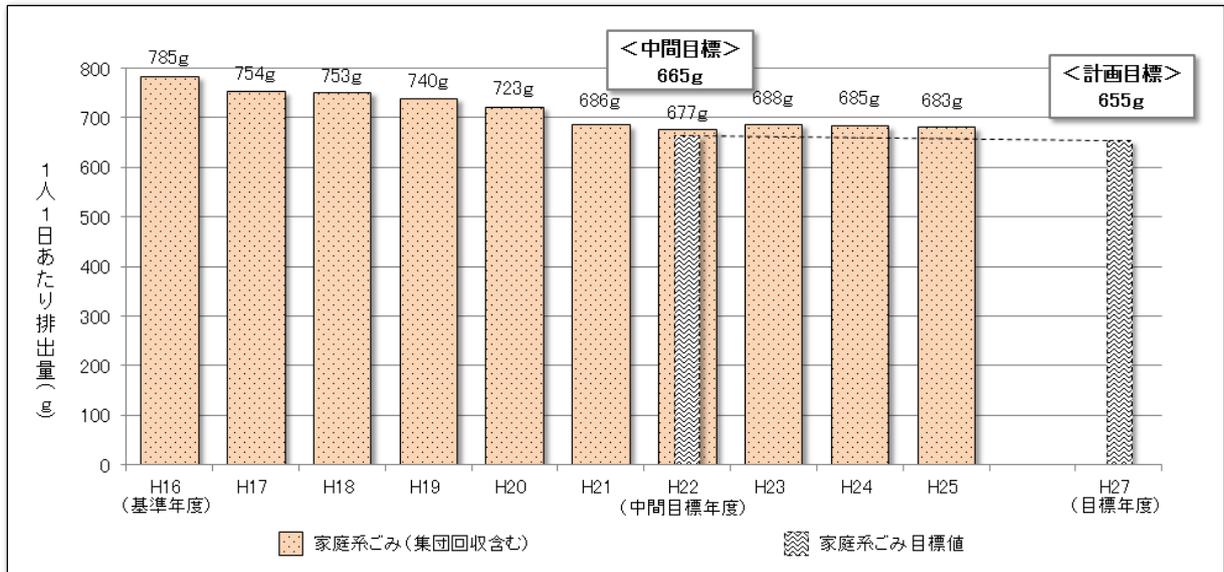
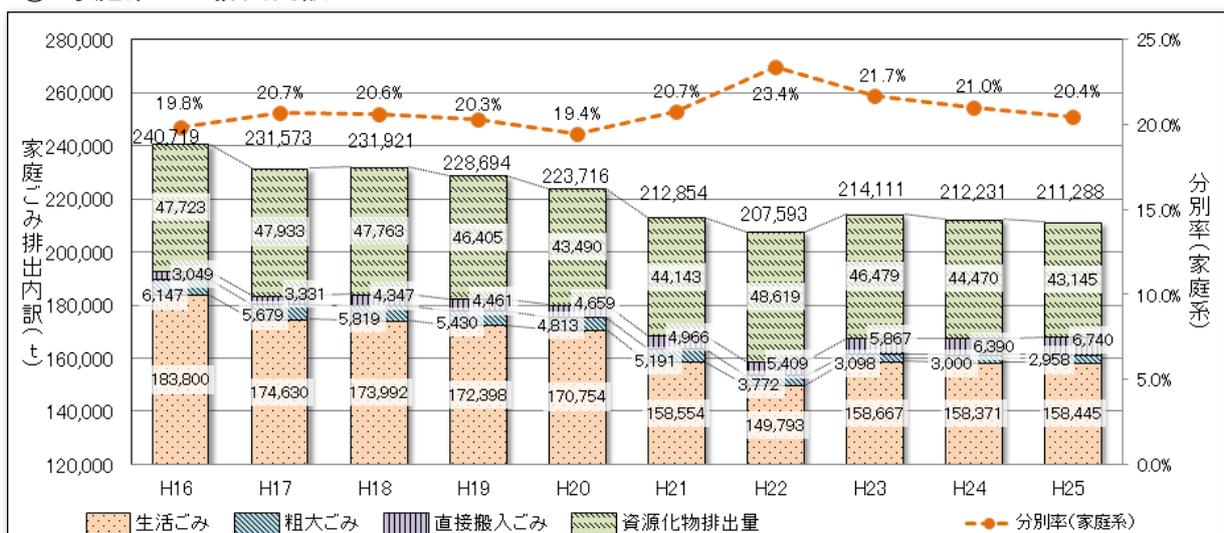


図 1-2-1 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の推移

- 家庭系ごみ排出量は平成 16 年度から継続的な減少傾向が続いていたが、平成 22 年度以降横ばいとなっている。
- 平成 22 年度における実績は 677 g で、中間目標である 665 g を達成できていない。また、平成 25 年度の実績は 683 g で、計画目標（平成 27 年度：655 g）を 28 g 超過しており、現状の傾向で推移した場合、計画目標を達成できる見込みは低いと考えられる。

② 家庭系ごみ排出内訳



※分別率 = (家庭系資源化物排出量 / 家庭系ごみ総排出量)

図 1-2-2 家庭系ごみ排出内訳の推移

- 生活ごみについては、平成 21 年度の分別拡大実施後に減少傾向へ転じたが、平成 23 年度に微増し、その後横ばい傾向になっている。
- 資源化物排出量、分別率は、分別拡大直後の平成 22 年に大きく向上したが、その後減少傾向となっている。

③ 家庭系資源化物排出内訳

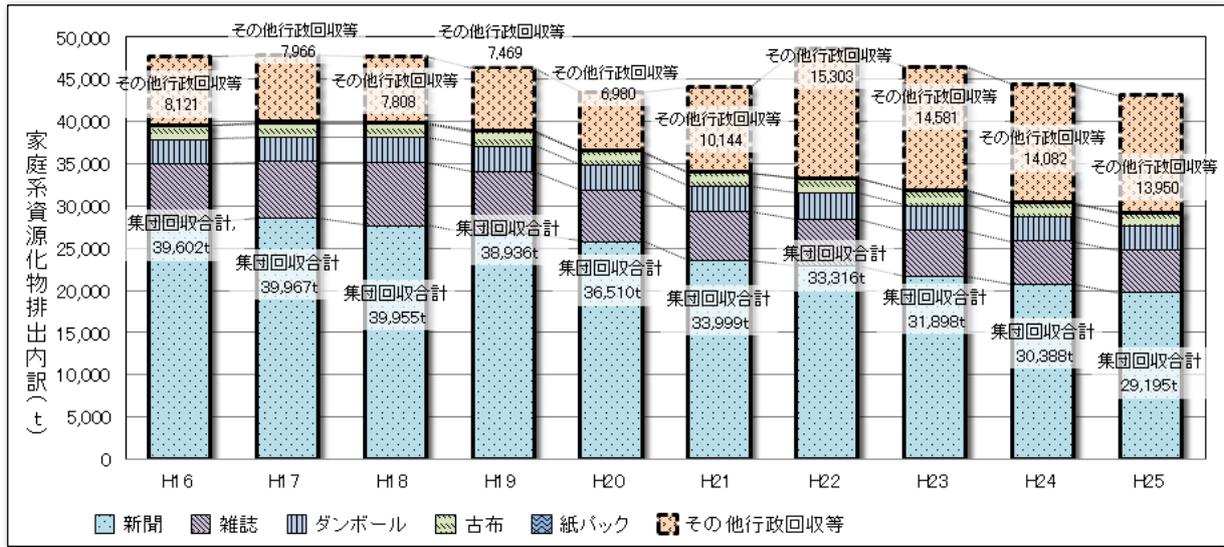


図 1-2-3 家庭系資源化物排出内訳の推移

表 1-2-3 家庭系資源化物排出内訳の推移

単位：トン

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
集団回収量	39,602	39,967	39,955	38,936	36,510	33,999	33,316	31,898	30,388	29,195
新聞	28,108	28,626	27,713	26,727	25,831	23,601	22,924	21,682	20,772	19,735
雑誌	6,880	6,660	7,446	7,354	6,051	5,734	5,559	5,421	5,088	5,002
ダンボール	2,910	2,883	2,980	3,027	2,945	2,964	3,061	2,948	2,860	2,826
古布	1,614	1,614	1,649	1,711	1,614	1,628	1,706	1,778	1,603	1,572
紙パック	90	184	167	117	69	72	66	69	65	60
その他行政回収等	8,121	7,966	7,808	7,469	6,980	10,144	15,303	14,581	14,082	13,950
資源化物排出量	47,723	47,933	47,763	46,405	43,490	44,143	48,619	46,479	44,470	43,145

- 集団回収量については、年々減少傾向。特に、新聞・雑誌・ダンボールを合わせた量は、平成 16 年度に比べ平成 25 年度は約 1 万 t 減少している。
- 行政回収等への資源化物排出量は、平成 21 年度の分別拡大後に増加したが、その後は減少傾向となっている。

④ 生活ごみ組成分析調査結果

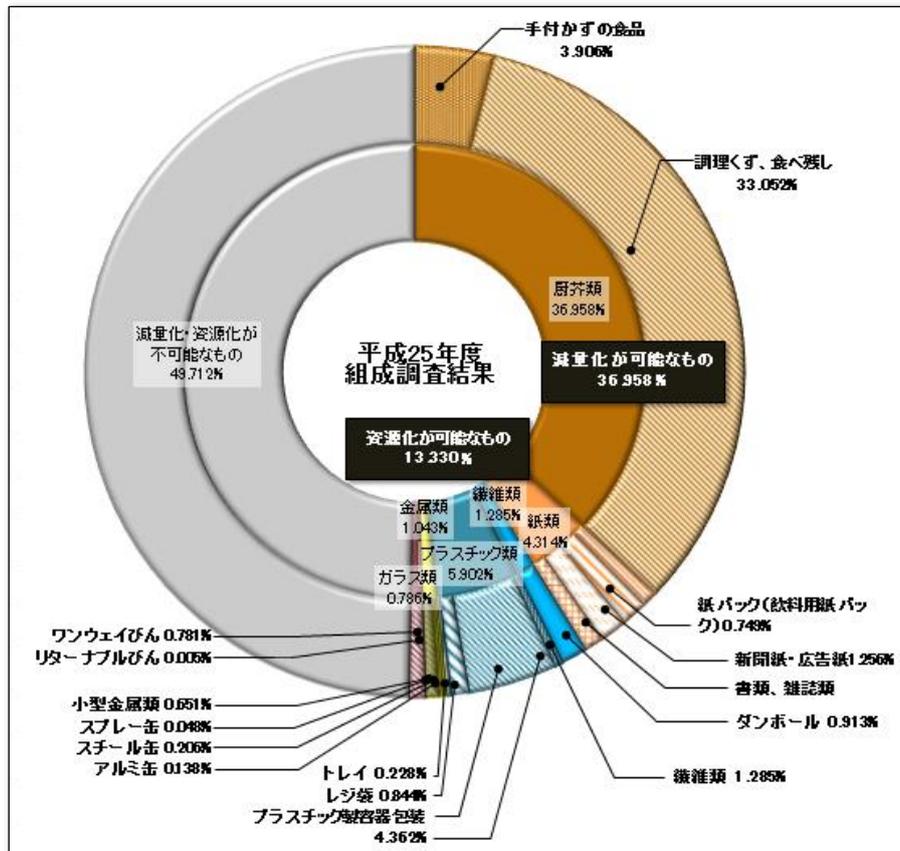


図 1-2-4 生活ごみ組成分析調査結果 (平成 25 年度)

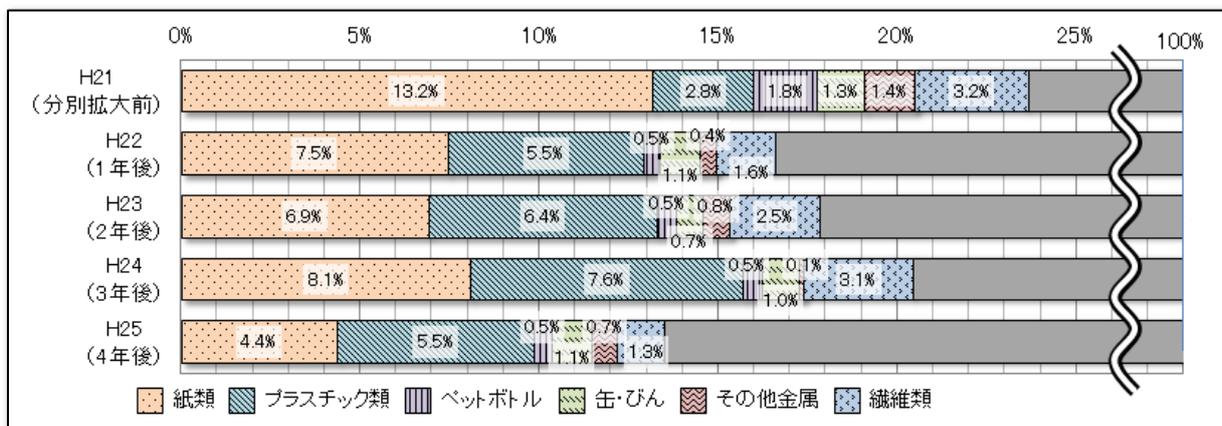
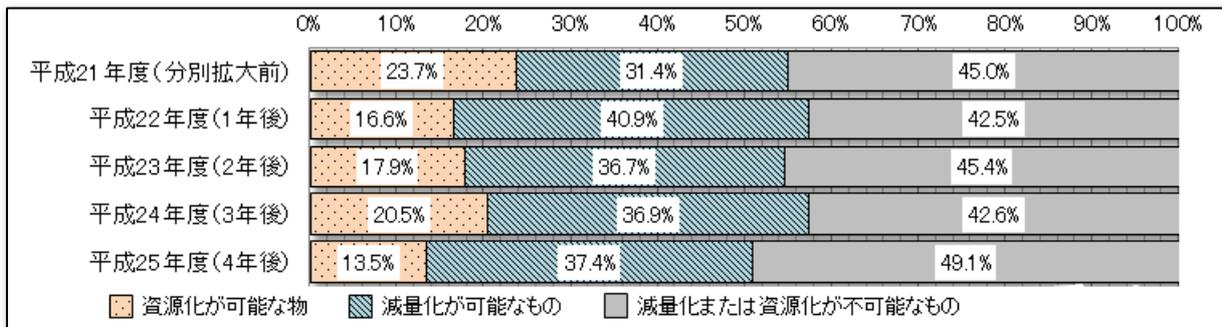


図 1-2-5 生活ごみ組成分析調査の経年変化

- 平成 25 年度の生活ごみ組成分析調査結果では、手つかずの食品や食べ残し等の減量化可能物が約 37%、紙類・プラスチック類等の資源化可能物が 13.3%生活ごみに混入している。
- 経年変化を見ると、平成 25 年度を除き、分別収集品目のうちプラスチック類の混入比率は増加傾向にある。また、紙類、繊維類の混入比率も増加傾向にある。

⑤ 市民意識調査結果

<資源物の分別について>

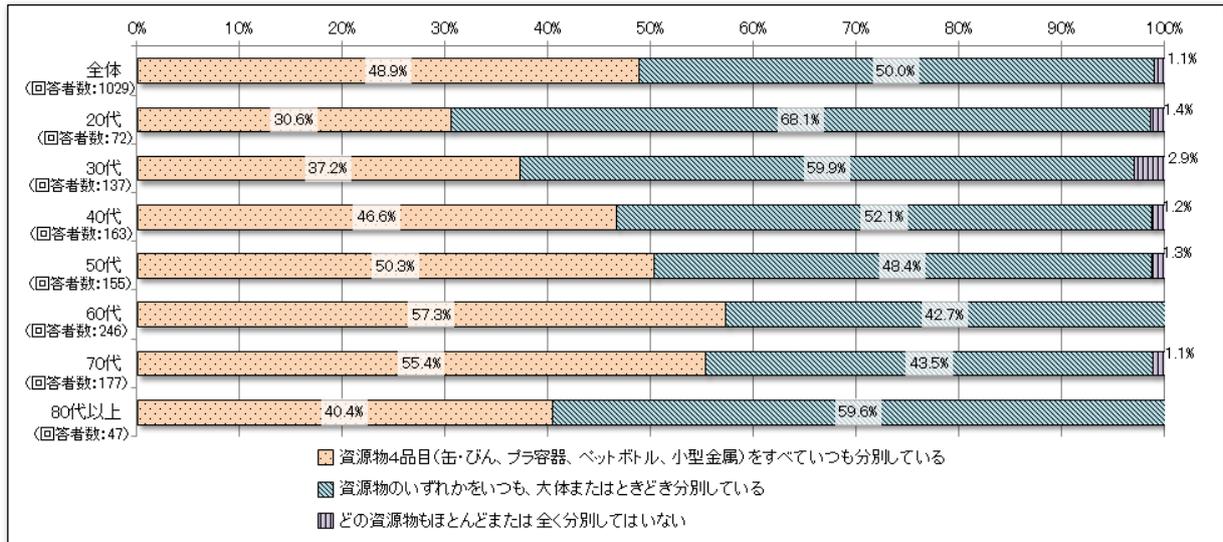


図 1-2-6 資源物の分別協力率

- 他の年代と比べ、20 代、30 代の分別協力率が低い。
- 集計結果では、20 代、30 代は民間賃貸アパートや社宅等に居住する割合が他の年代に比べて高く、居住形態の都合によるところもあると考えられるが、分別品目増加時の協力意識についても 20 代、30 代の協力意識は他の年代に比べて若干低いことから、若年層の意識によるところもあると考えられる。

<資源物を分別しない理由について>

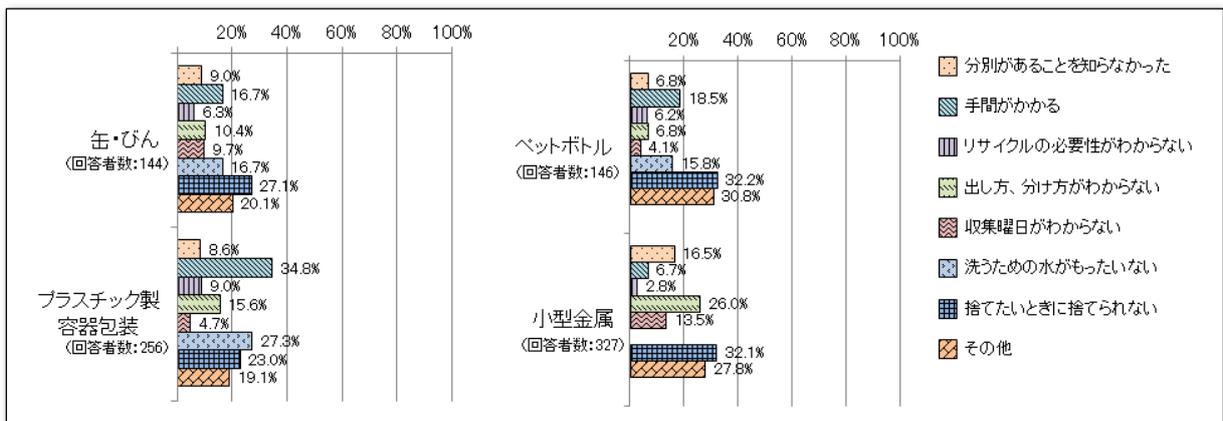


図 1-2-7 資源物を分別しない理由

- 資源物の分別をしない理由としては、品目にもよるが、「手間がかかる」、「捨てたいときに捨てられない」「出し方、分け方がわからない」といった理由が多い。

<分別品目増加時の協力意識について>

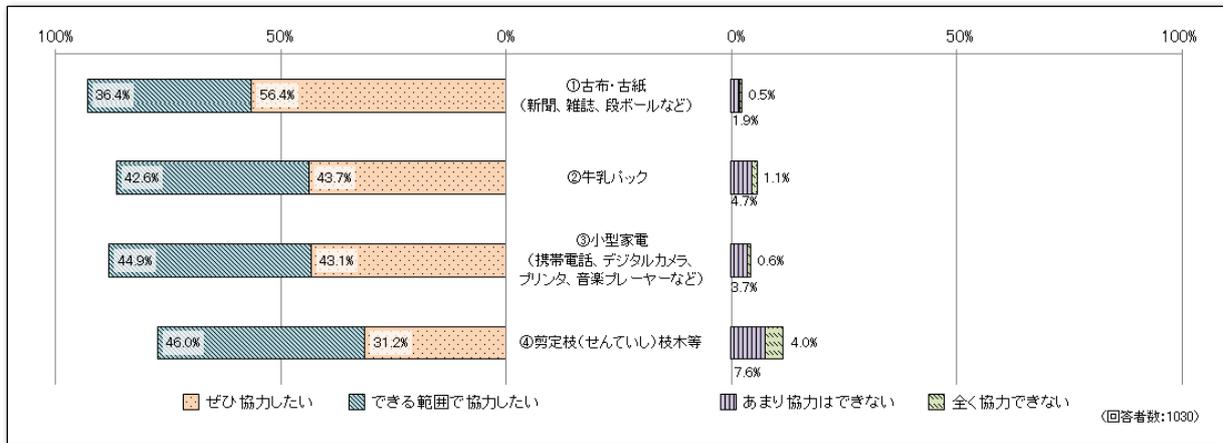


図 1-2-8 分別品目増加時の協力意識

- 古紙・古布、牛乳パック、小型家電については、8割以上が「ぜひ協力したい」「できる範囲で協力したい」との回答であり、分別品目の増加、特に、古紙・古布や牛乳パック、小型家電の分別については、一定の理解は得られていると考えられる。

<ごみ処理サービスについて>

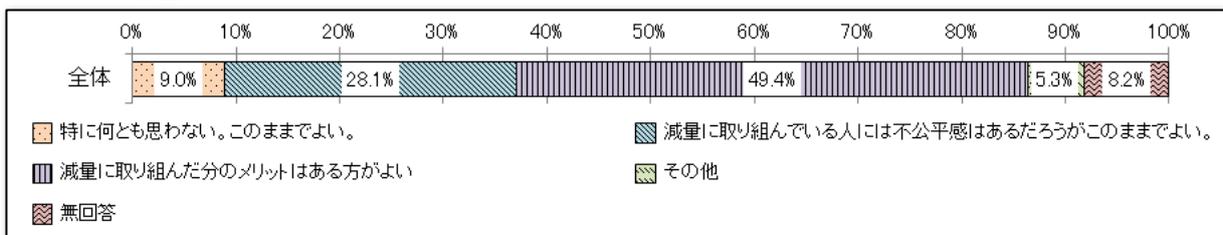


図 1-2-9 ごみ処理サービスについて

- 「減量に取り組んだ分にメリットはある方がよい」と答えた割合が約半数を占める一方、「このままでよい」と答えた割合も合計で37.1%と、一定の割合があった。

<分別等の周知や情報提供の取組についての希望>

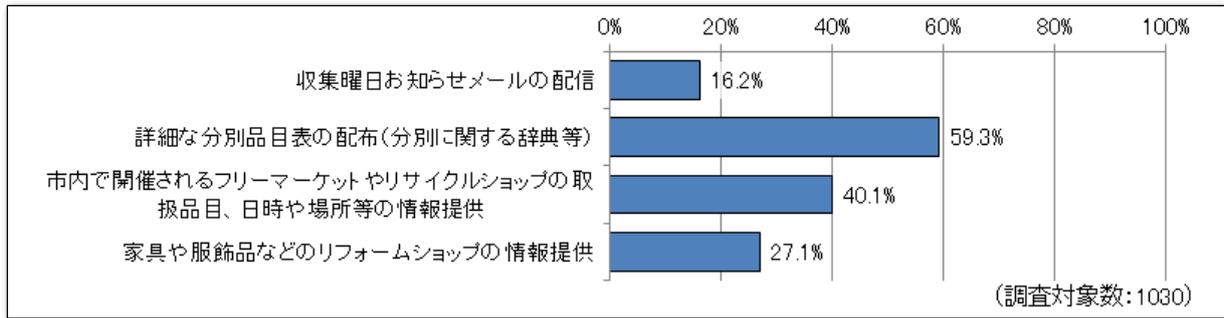


図 1-2-10 分別等の周知や情報提供の取組についての希望

- 詳細な分別品目表の配布を希望する割合が高い。

<情報提供手段の希望>

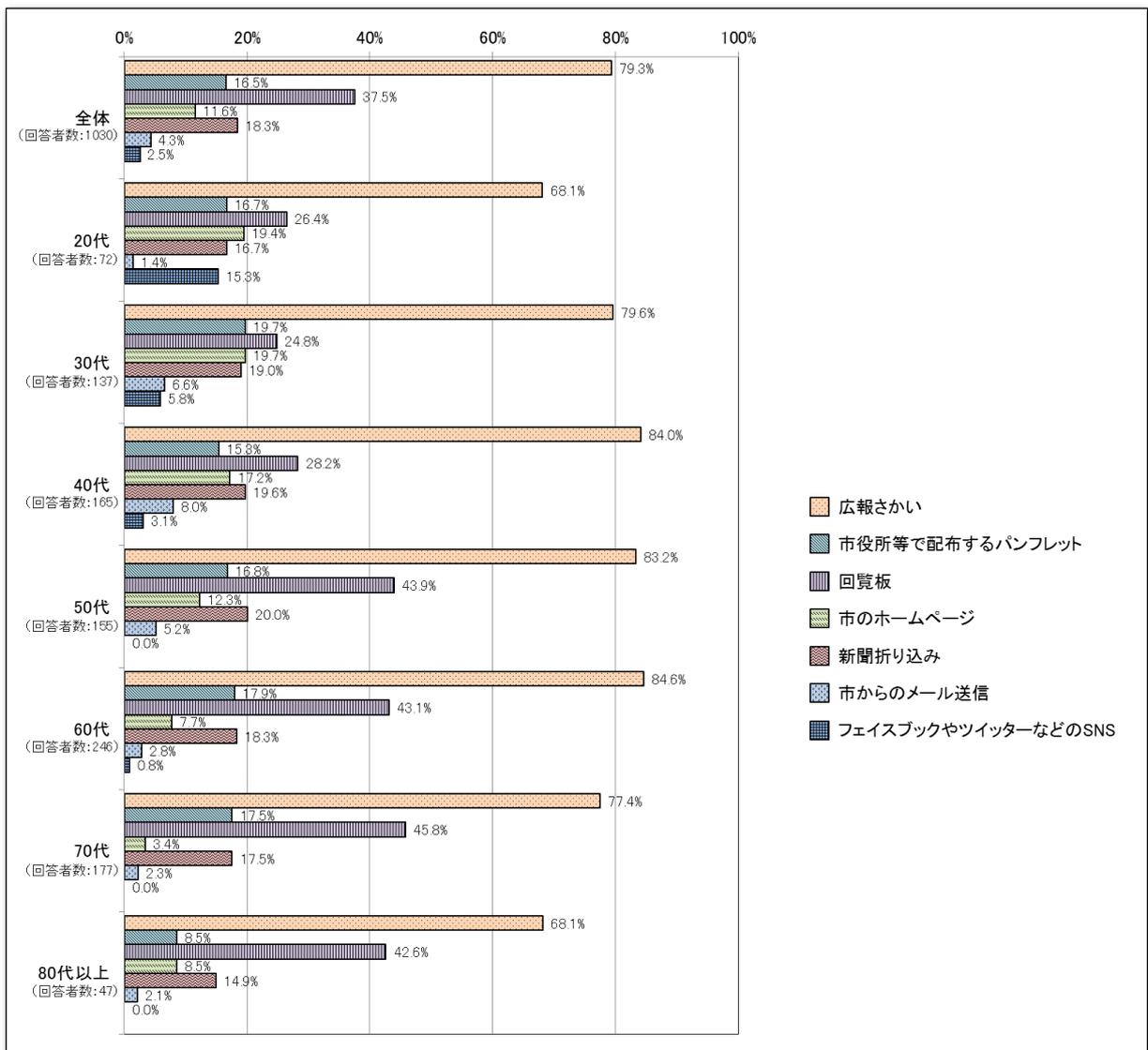


図 1-2-11 情報提供手段の希望

- 全体的に、「広報さかい」による情報提供を希望する割合が高い。
- 20代、30代では、「回覧板」による情報提供を希望する割合が全体と比べて低く、「市のホームページ」や「フェイスブックやツイッターなどの SNS」による情報提供を希望する割合が全体と比べて高い。

<その他市民意識調査で市民から寄せられた意見>

- その他、市民意識調査で寄せられた主なご意見は次のとおり。
 - ・マンションに住んでいるが、ごみの分別方法に関する情報が全く入ってこない。
 - ・ごみ減量に関する授業を小学・中学校で増やす。リサイクルの習慣を子供に教える。
 - ・ごみ減量、リサイクルの好事例、市民生活に与える具体的なメリットの紹介。
 - ・詳細な分別品目表と出し方と共に、出したごみがどう処分、リサイクルされていくかを同時に知らせていく。
 - ・実際分別した物がどの程度リサイクルされているか分かり易く公表して欲しい。
 - ・そもそもごみを大量に出す社会（産業）のしくみを変えるべき。生産者、販売者側がごみを出さなくする工夫をすることも社会的な責任だと思う。
 - ・市と販売業者とが連携して検討すれば、ごみの減量等が実現出来るのではないか。
 - ・段ボールを一般ごみとして出しているが、資源化は無理なのか。
 - ・市指定のごみ袋（有料）を使うようにすれば、ごみは減らせる。
 - ・ごみ袋有料化については、将来計画実施化もやむを得ないと思う。
 - ・ごみ収集の有料化には絶対反対。ごみ処理にかかる経費は税金で賄うべき。

(3) 事業系ごみについて

① 1日あたり事業系ごみ排出量

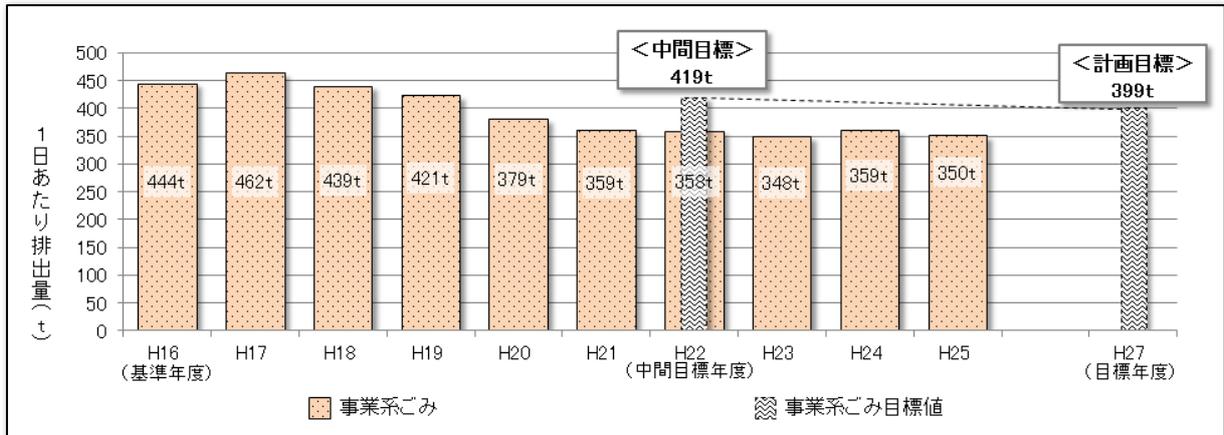


図 1-3-1 1日あたり事業系ごみ排出量の推移

○ 事業系ごみの1日あたり排出量は、木製パレット等の廃棄物区分が変更（一般廃棄物から産業廃棄物へ）された平成19年度から平成21年度にかけて大幅に減少し、平成20年度には計画目標（平成27年度：399t）を前倒しで達成している。

また、その後横ばい傾向が続いており、平成25年度においても、計画目標を49t下回っている。

○ 堺市統計書によると、市内事業所数は、平成18年度の約30,000件に対し、平成21年度では約32,000件と増加傾向にあり、事業所数の増減（社会経済情勢）と事業系ごみ量の増減との関係性は確認できない。

○ 以上より、事業系ごみ排出量については、社会経済情勢による影響よりも、木製パレット等の廃棄物区分の変更など、制度改正・規制強化による影響を強く受けていると考えられる。

② 事業系ごみ排出内訳

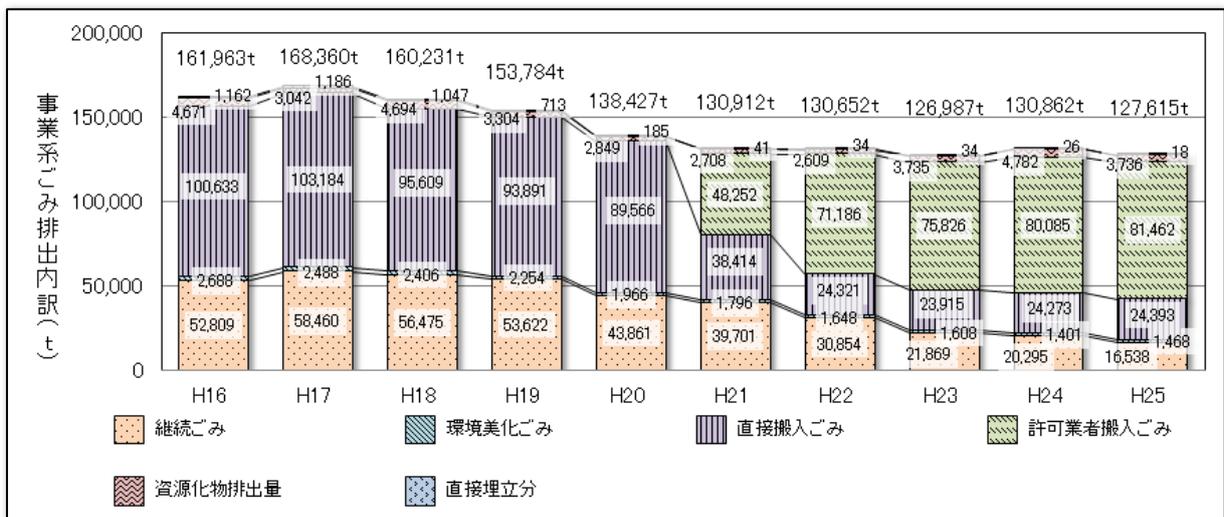


図 1-3-2 事業系ごみ排出内訳の推移

- 平成 21 年度に事業系一般廃棄物収集運搬許可業制度を開始してから、継続ごみ及び直接搬入から許可業者への移行が進んでいると考えられるが、継続ごみ及び直接搬入についても一定量が継続して利用されている。

③ 事業所意識調査結果

<資源物の分別>

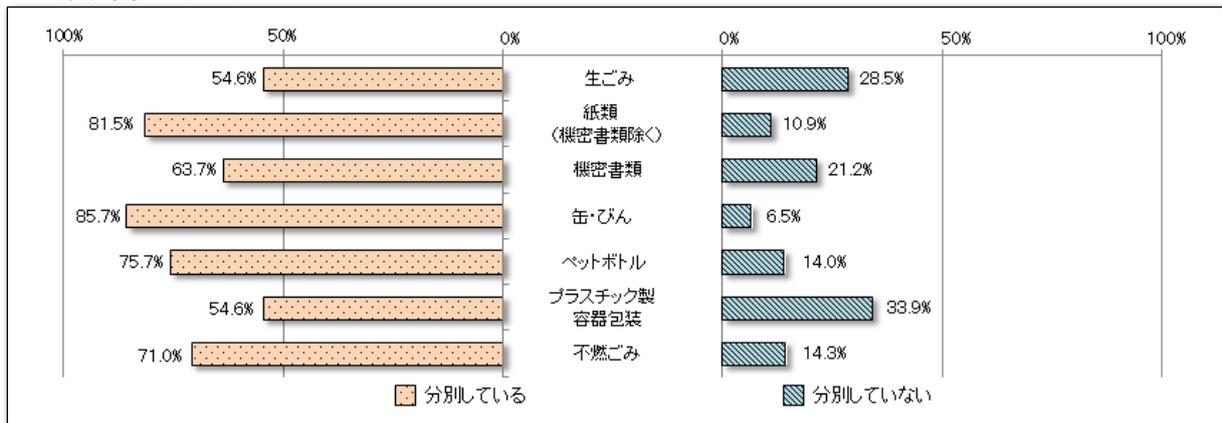


図 1-3-3 資源物の分別 (事業系ごみ)

- 事業系ごみのうち、生ごみ、プラスチック製容器包装について、分別している割合が他の品目よりも低い。

<資源物の処理方法>

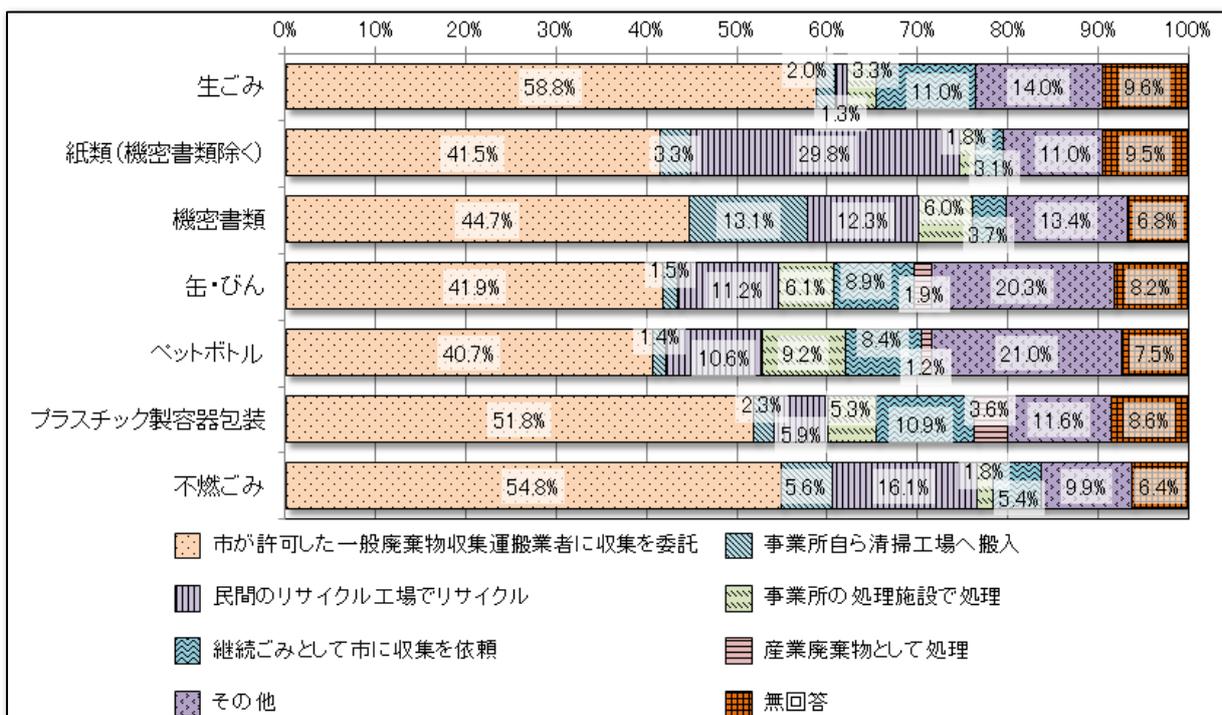


図 1-3-4 資源物の処理方法 (事業系ごみ)

- 資源化物の処理方法として、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託しているとの回答が多いことについて、選択肢からは、許可業者が収集した資源化物がどのように処理されているかは判別できないが、市の清掃工場に搬入されている可能性もあると考えられる。

<分別しない理由>

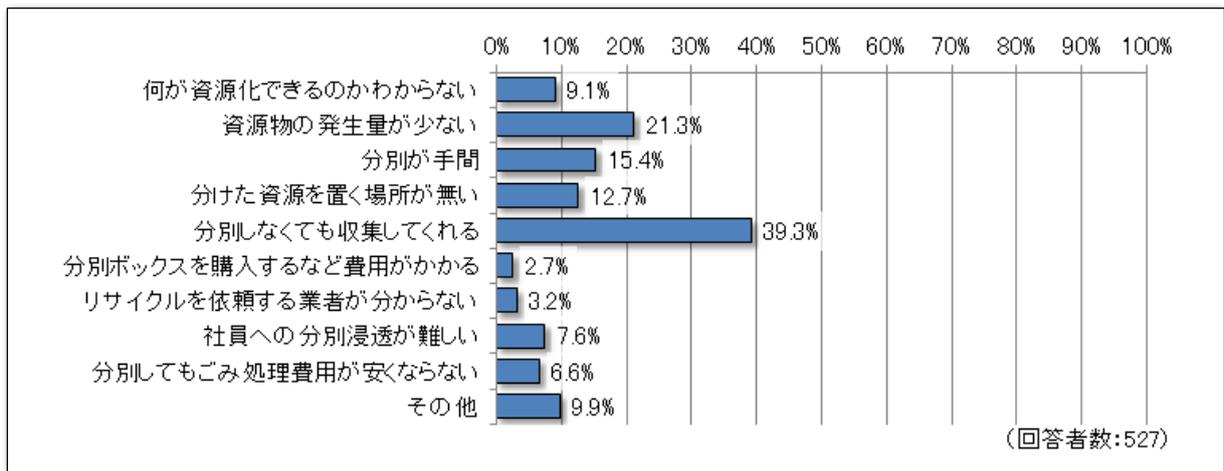


図 1-3-5 分別しない理由（事業系ごみ）

- 分別しない理由としては、「分別しなくても収集してくれる」が最も多く、次いで「発生量が少ない」「分別が手間」との結果となっている。

<今後の事業系ごみ量>

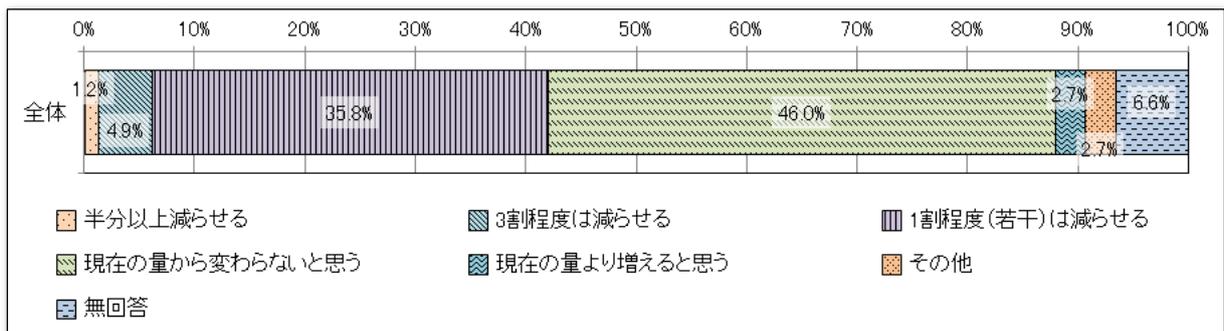


図 1-3-6 今後の事業系ごみ量

- 今後の事業系ごみ量については、約 4 割が「現状より減らせる」と回答しており、さらなる減量化を進める余地があると考えられる。

<ごみ減量・リサイクルに関する取り組み>

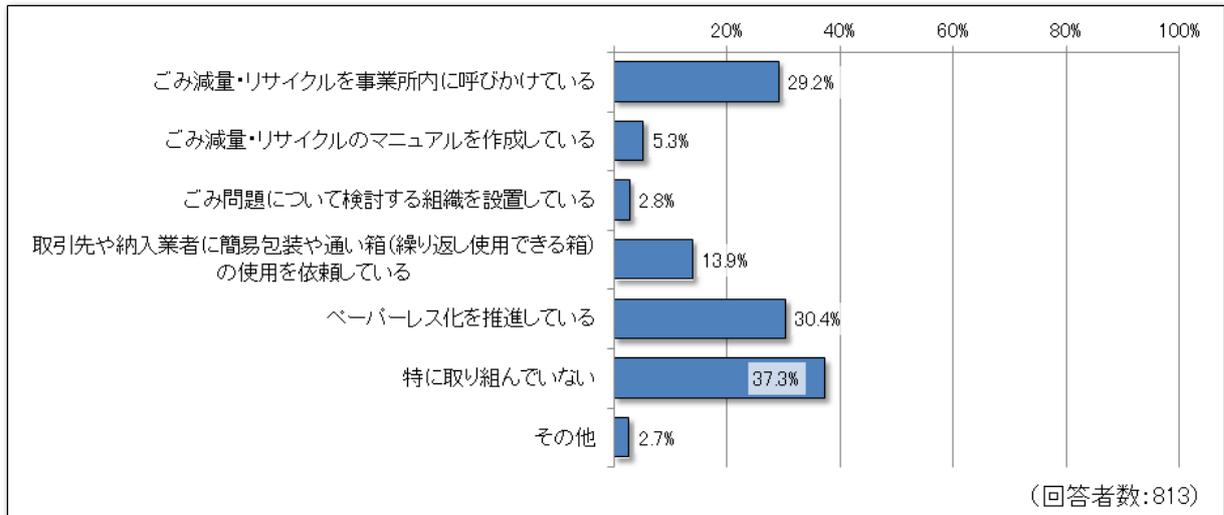


図 1-3-7 ごみ減量・リサイクルに関して実施している取り組み（事業系）

- ごみ減量・リサイクルに関する取り組みは、「特に取り組んでいない」が最も多いが、取り組んでいる事業所では、「ペーパーレス化の推進」、「ごみ減量・リサイクルの事業所内への呼びかけ」の割合が多い。

<市に求める周知施策>

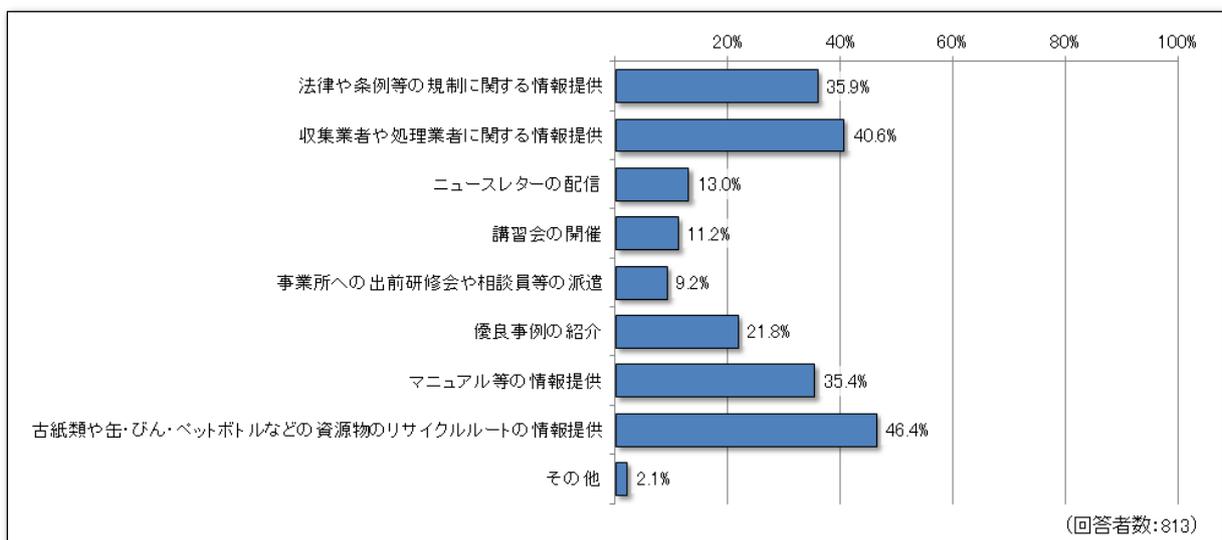


図 1-3-8 市に求める周知施策（事業系）

- 市に求める周知施策としては、「法律等の情報提供」「収集業者や処理業者に関する情報提供」「リサイクルルートの情報提供」など、様々な情報発信を求める意見が多い。

<市に導入してほしい施策>

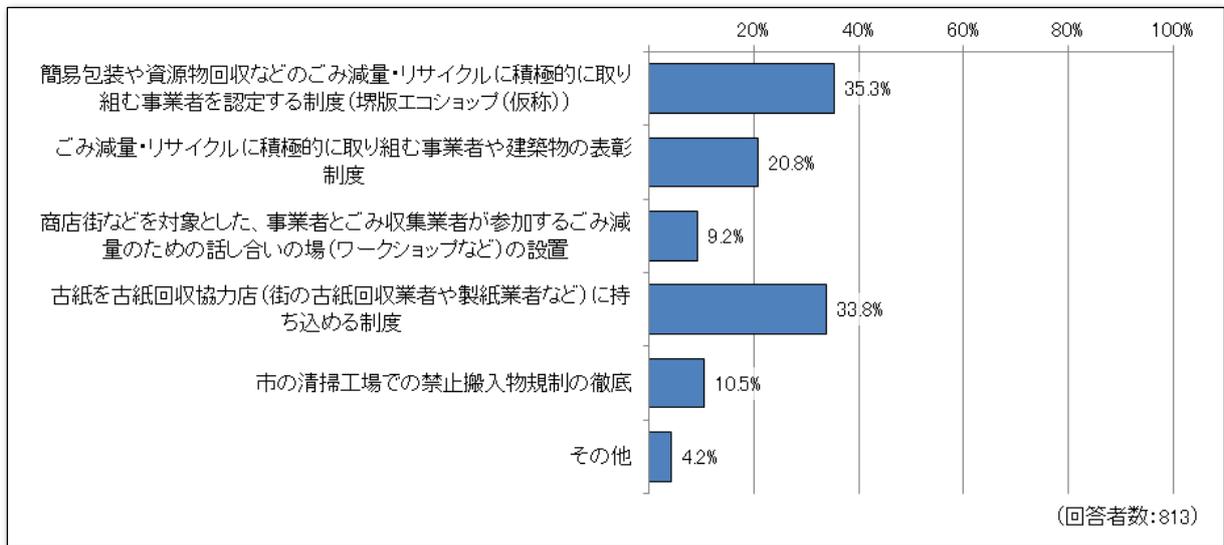


図 1-3-9 市に導入してほしい施策（事業系）

- 市に導入してほしい施策としては、認定制度（堺版エコショップ）、古紙の持ち込み制度等を求める意見が多い。

<その他事業所意識調査で市民から寄せられた意見>

- その他、事業所意識調査で寄せられた主なご意見は次のとおり。
 - ・市の取り組みが不明である。ごみ処理の経費、再生のメリットの教宣活動が必要ではないか
 - ・ごみを分別してリサイクルできるようにしているが、回収後どのようにリサイクルしているか不明。(堺市処理場に持ち込む場合)
 - ・分別に関する詳しい資料が欲しい。業種により出るごみの種類が違う
 - ・生ごみに関して再利用は無理なのか(例) コンポスト等
 - ・A4版のリサイクル容器(プラスチック枠)を配布してもらえば、コンパクトに収納できてリサイクルに協力しやすいし、PRにもつながると思う。
 - ・資源回収容器を有料化して、貸し出して欲しい
 - ・レジ袋有料化を実施している。行政からも可能な限り消費者へ参加を呼び掛ける姿勢を見せてほしい

2. 第二次基本計画に基づく具体的施策の実施状況

第二次基本計画に基づく具体的施策		実施状況						
項目	内容							
「拠点回収・集団回収マップ」の作成	○拠点回収・集団回収を実施している地域や店舗のマップを作成し、市民の参加をサポートする。	○ペットボトル拠点回収店舗については、ホームページで一覧を公表していたが、行政回収の開始に伴い拠点回収は廃止した。 ○集団回収については、区役所に事務を移管することにより、市民の利便性の向上を図っている。						
多量排出事業者の定義・基準の見直し	○事業系ごみの減量化対策として、多量排出事業者の定義・基準の見直しを行い、対象の拡大を図る。	○平成 22 年度に条例等を改正し、事業の用に供する延べ床面積 3,000 平方メートル以上の建築物か、店舗部分の延べ床面積が 1,000 平方メートルを超える小売店舗のいずれかの所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任・届出及び事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けた（平成 23 年度施行） ○なお、当該建築物の所有者より提出された計画書をもとに、事業系一般廃棄物の減量及びリサイクルに関する取り組みが効果的なものとなるよう訪問指導及び助言を行っている。 <対象事業所数> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>932</td> <td>937</td> <td>955</td> </tr> </table>	H23	H24	H25	932	937	955
H23	H24	H25						
932	937	955						
「アクションプログラム（行動指針）」及び「分別ガイドライン」の策定及びPR	○計画目標年度までに達成すべき具体的な目標値と各主体の実践行動を示した「アクションプログラム（行動指針）」を策定する。 ○各種施策に準じたごみの分別形態の変更に伴い、わかりやすい分別形態を示す「分別ガイドライン」を作成する。 ○策定後、市のホームページや広報紙、チラシ、パンフレットなどを作成し広く市民や事業者に	○「資源とごみの出し方便利帳」、「町内別収集曜日一覧表」及び「粗大ごみの出し方マニュアル」を作成し、全戸配布するとともに、ホームページに掲載している。 ○また、分別排出された資源がどのようにリサイクルされているかなどについて分かりやすく説明するごみ減量化・資源化に関するガイドブック「ごみのことがよくわかるガイドブック」を作成し、小学校出前講座等で配布している。 ○また、ホームページで、資源とごみの分け方・出し方を区分別に動画						

	PRしていく。	で掲載している。																		
学習会や講演会などの開催	○生涯学習まちづくり出前講座や講演会などを実施していく。	○「どこでもセミナー～堺市生涯学習まちづくり出前講座～」において、5種類の講座を行い、減量化・資源化の啓発活動を行っている。 ○また、区民まつり等のイベントへのブース出展や、生きごみさん講習会などを実施している。 <実績> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>講座回数</td> <td>136</td> <td>92</td> <td>103</td> <td>128</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>13,841</td> <td>10,140</td> <td>11,935</td> <td>12,611</td> <td>18,504</td> </tr> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	講座回数	136	92	103	128	199	参加者数	13,841	10,140	11,935	12,611	18,504
年度	H21	H22	H23	H24	H25															
講座回数	136	92	103	128	199															
参加者数	13,841	10,140	11,935	12,611	18,504															
環境教育の充実と各種リサイクル活動への支援策の充実	○自主的な学習参加やその機会づくりにつながるようビデオライブラリーや関係図書、関係資料の整備を図る。 ○環境についての教育・学習の場を拡大し、ごみ問題に関心のある市民や学校等の教育関連機関などと連携を図るとともに、主体的・自主的にとりくんで活動している市民グループや事業所、NPOなどの活動やグループ間における相互交流の支援システムを検討し、構築を図る。	○ごみ問題の啓発と情報提供を図るため、クリーンセンター東工場、臨海工場、リサイクルプラザの施設見学を申込みにより随時実施しているほか、社会見学として市内の小学校4年生が毎年見学を行っている。 ○市・NPO、大学、企業等で連携し、平成22年度に「堺エコロジー大学」を設立。市民の環境意識の向上と環境教育を先導する環境リーダーの育成に努めている。 ○教育委員会と連携し、出前講座の内容を小学生向けに改良した「環境教育出前授業」の実施や、堺市環境学習副読本「わたしたちと環境」の配布、低学年の児童を対象とした紙芝居などによる啓発を行っている。 ○ホームページ「さかいキッズゾーン」では、クイズ形式の「環境やさしさ度チェック」や「リサイクルクイズ」を掲載するとともに、「ごみを減らそう」として、ごみ問題と減量方法について分かりやすく解説している。																		
「もったいない精神」の普及・啓発	○「もったいない精神」を広く社会的な運動として展開していくため、あらゆる機会を通じ啓発していく。	○出前講座等の機会を通じ、「もったいない精神」の内容・意義について説明するなど、啓発に努めた。																		

<p>施策形成の場づくり</p>	<p>○循環型社会を構築していく施策形成の過程において、市民・事業者の意見を取り入れるために両者が施策形成にかかわる場づくりを進める。</p>	<p>○ごみの減量化等について、平成 21、24 及び 25 年度に市民・事業者意識調査を実施し、施策の検討に反映させている。</p>
<p>各種リサイクル活動への情報提供</p>	<p>○バザー・フリーマーケットなど、市民が主体のリサイクル活動に対し、広報紙やホームページなどで情報を提供するなどの支援を行う。</p>	<p>○広報さかいやホームページで開催に関する情報を提供している。</p>
<p>総合的なまちづくりの視点に立った「ごみ施策」の推進と「協働関係」の構築</p>	<p>○地域での市民によるごみの減量化や環境美化などの自主的な活動を支援する。</p>	<p>○有価物集団回収報奨金交付制度により、自治会等の集団回収実施団体に対し支援を実施している。 ○堺市まち美化促進プログラムにより、自主的な環境美化活動を支援している。</p>
<p>ごみ減量化推進員制度の充実</p>	<p>○堺市ごみ減量化推進員制度について、住民自らが地域に密着し、地域特性に応じたリーダーとして主体的な活動が発揮できるよう、地域との連携をもとに充実を図る。</p>	<p>○平成 25 年 6 月末現在で 1,505 人がごみ減量化推進員となっており、地域のリーダーとして、市と地域とのパイプ的な役割を担っていただいている。</p>
<p>環境配慮型事業活動に対する推奨制度の創設</p>	<p>○堺市内において、独自で環境問題にとりくんでいる小売店に対し「エコショップ」として表彰する制度を創設する。</p>	<p>○平成 4 年から、大阪府、府内市町村及び民間団体等で構成された「大阪府リサイクル社会推進会議」により「エコショップ制度」を実施してきた。 ○推進会議の解散（平成 25 年 3 月末）によりエコショップ制度は廃止されたが、現在、本市独自のエコショップ制度（堺版エコショップ）を実施している。</p>
<p>最適効率のリサイクルシステムの導入</p>	<p>○新聞・雑誌や容器包装リサイクル法対象品目について、現在実施している分別収集、集団回収、拠点回収を再検討し、効率的な回収体制を構築するとともにリサイクルルートの確立を図る。</p>	<p>○容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施している。 ○その際、収集運搬効率、資源化にかかる費用対効果等の観点から、民間施設を活用して選別処理を行うとともに、新たに中継地（一時貯留施設）を設け、効率的な収集・運搬ルートの確立とアウトソーシングの推進によるスリム化を図り、最小の経費となるよう実施している。</p>
<p>各種リサイクル法の趣旨を尊重した処理システムの推進</p>	<p>○各種リサイクル法により排出方法及びリサイクルの方法が決められている廃棄物について、「家</p>	<p>○ホームページや「資源とごみの出し方便利帳」等により、「家電リサイクル大阪方式」や家電小売店への引き取り、直接家電リサイクル指</p>

	<p>電リサイクル大阪方式」を含め、正規の資源化ルートにしたがって排出するよう指導していく。</p>	<p>定引取場所への持ち込み、及び大阪府電機商業組合堺支部への引き取りによって排出するよう周知していた。</p> <p>○なお、平成 25 年 3 月 31 日をもって「家電リサイクル大阪方式」は終了している。</p>
<p>事業者のごみ減量化・資源化に対する支援</p>	<p>○「大阪府エコタウンプラン」などを含めたリサイクルルートの紹介等の支援を図る。</p>	<p>○民間事業者の減量化・資源化意識の高揚と自己責任の明確化を図るとともに、事業者の多様な要請に対応するため、平成 21 年 7 月に「一般廃棄物収集運搬業許可制度」を開始した。</p> <p>○また、一定規模以上の事業用大規模建築物を所有する所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の専任と届出及び「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付けており、提出された書類をもとに、減量及びリサイクルに関する取り組みが効果的なものとなるよう訪問指導及び助言を行っている。</p> <p>○事業系ごみの減量化・資源化手引書をホームページに掲載し、減量化・資源化の手法について周知している。</p>
<p>家庭ごみの有料化の検討</p>	<p>○有料化の検討を進めていく。</p>	<p>○現在、さらなるごみの減量化・資源化を推進するため、家庭ごみの有料化について、リーマンショックなどの急激な景気動向の悪化や消費増税などの社会情勢を踏まえながら、他市町村の実施状況などに注視しつつ、慎重に検討を進めている。</p>

3. 政令市の状況

(1) 他政令市との比較



図 3-1 1人1日あたり総排出量比較

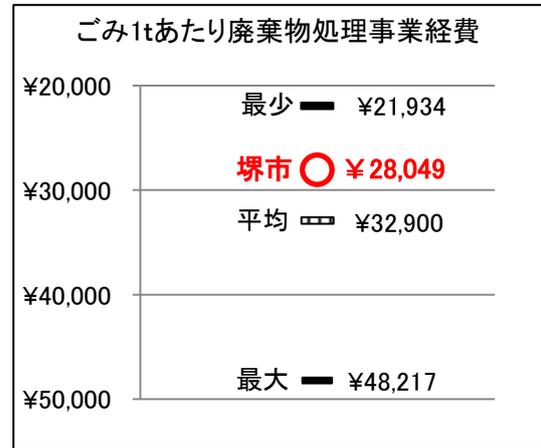


図 3-2 ごみ1tあたり廃棄物処理事業経費

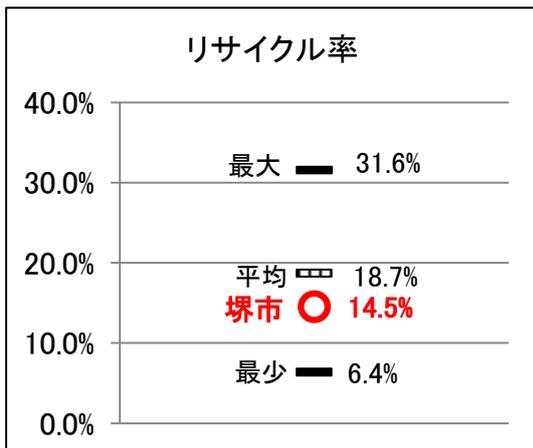


図 3-3 リサイクル率比較

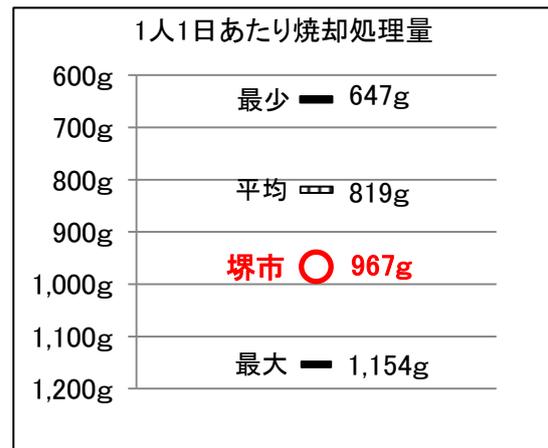


図 3-4 1人1日あたり焼却処理量比較

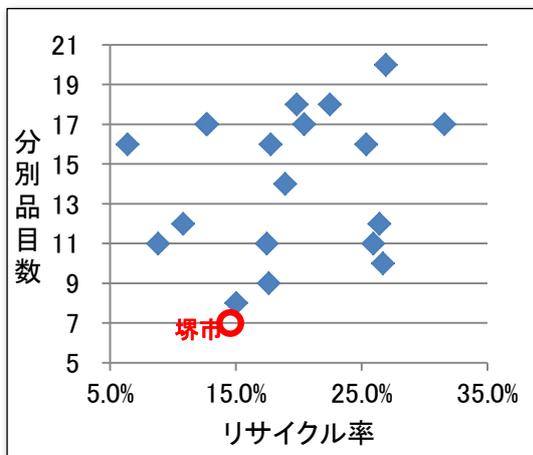


図 3-5 分別品目数とリサイクル率の相関

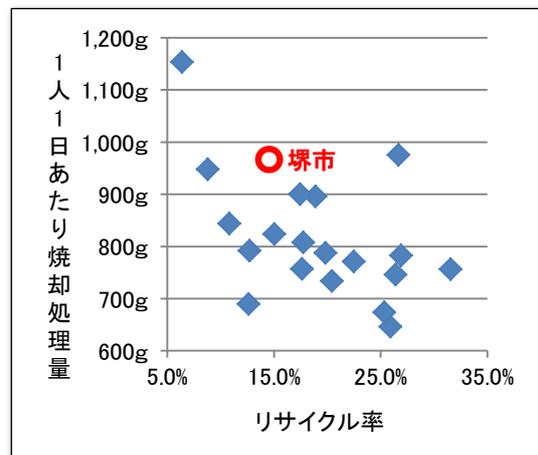


図 3-6 リサイクル率と焼却処理量の相関

表 3-1 他政令市との比較

都市名	1人1日あたり ごみ総排出量 (g)	リサイクル率	1人1日あたり 焼却処理量 (g)
札幌市	964	25.9%	647
仙台市	1,124	18.9%	896
さいたま市	946	22.5%	771
千葉市	1,101	31.6%	756
横浜市	910	25.4%	674
川崎市	928	17.6%	757
相模原市	904	20.4%	734
新潟市	1,082	26.9%	783
静岡市	1,029	17.5%	901
浜松市	967	19.8%	788
名古屋市	953	26.4%	746
京都市	959	10.8%	844
大阪市	1,232	6.4%	1,154
堺市	1,121	14.5%	967
神戸市	1,026	15.0%	824
岡山市	948	17.8%	808
広島市	841	12.6%	690
北九州市	1,110	26.7%	976
福岡市	1,095	8.8%	948
熊本市	934	12.7%	792

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 24 年度実績、環境省）

- 本市のごみ総排出量、リサイクル率、焼却処理量は、全政令市の平均よりも少し低い水準となっている。また、ごみ 1 t あたりの廃棄物処理事業経費は、全政令市の平均よりも低い水準となっている。
- 分別品目数とリサイクル率、リサイクル率と焼却処理量との間には、一定の相関は認められるものの、分別品目数が少ないにもかかわらず資源化率が高い自治体や、資源化率が低いのに焼却処理量が少ない自治体も一定数見受けられる。

(2) 政令市における減量化・再資源化の取り組み

① 家庭系ごみ

- 家庭系ごみ全般に対する減量化・再資源化の取り組みとしては、環境学習の取り組み、広報、推進員等の人材活用等を実施している政令市が多い。
- 品目別の取り組みメニュー数としては、「生ごみ」、「紙ごみ」、「プラスチック容器包装」が上位を占める。
- 家庭系生ごみへの取り組み内容としては、減量方法の周知、堆肥化方法の周知や、生ごみ処理機への助成等を実施している政令市が多い。
- 家庭系紙ごみに対する取り組み内容としては、集団回収の活性化施策を実施している政令市が多い。
- 家庭系容器包装に対する取り組み内容としては、発生抑制のためにリユース食器の普及やレジ袋削減のための施策を実施している政令市が多い。

② 事業系ごみ

- 事業系ごみ全般に対する減量化・再資源化の取り組みとしては、事業者への指導や働きかけ、事業者の認定・表彰、減量計画書等を実施している政令市が多い。
- 品目別の取り組みメニュー数としては、「生ごみ」、「紙ごみ」、「剪定枝・プラスチック容器包装」が上位を占める。
- 事業系紙ごみについては、生ごみ、剪定枝と異なり、清掃工場への搬入規制に関する取り組みを実施している政令市が多いことが特徴的である。

4. 発生抑制・再資源化に係る今後の方向性（案）

- 家庭系ごみ総排出量や清掃工場搬入量、リサイクル率の計画目標の達成見込みが低く、他政令市と比較しても、さらなる減量化・リサイクルの余地があると考えられることから、ごみの発生・排出抑制、リサイクルのさらなる促進を図る必要がある。
- 他政令市データを見ると、分別品目数とリサイクル率、リサイクル率と焼却処理量との間には、一定の相関は認められるものの、分別品目数が少ないにもかかわらずリサイクル率が高い自治体や、リサイクル率が低いにもかかわらず焼却処理量が少ない自治体も一定数見受けられることから、分別品目数の大幅な増加によるリサイクル率の向上、焼却処理量の減少を図るのではなく、一定の減量効果が見込める分別品目の拡大を検討しつつ、発生・排出抑制を主眼において対策を進めることが効果的と考えられる。
- ごみ減量・リサイクル意識の向上を図るため、幼少期からの環境教育や啓発活動について、必要に応じて啓発体制・手法の見直し・拡充を図りつつ、継続して取り組むとともに、ごみ減量やリサイクルに関する情報の提供及び発信を強化する必要がある。
- ごみ減量・リサイクルを促進するためには、実践者である市民・事業者の自主的な行動をサポートしていく必要がある。
- 今後、個別施策の具体的内容を検討していくにあたっては、ごみの排出量やリサイクル率等の指標のほか、堺市との類似性にも配慮して参考とする政令市を抽出し、実際の効果等についても評価検証しながら検討を進める必要がある。

ごみ減量・リサイクルの促進

- 市民意識調査において古紙・古布の分別拡大に対する協力意識が高いとの結果が得られたにも関わらず、組成分析調査によると、依然として生活ごみ中の紙類・繊維類の占める割合が大きいことから、これらの資源化体制の構築に向けて検討を進める必要がある。
- 事業系ごみについては、制度改正・規制強化による影響を強く受けると考えられることから、今後、既存施策の推進や10月から施行される清掃工場への併せ産廃搬入禁止とともに、清掃工場における搬入検査体制の充実や事業者指導の強化を行う必要がある。
また、その減量効果を見極めながら、必要に応じ、資源化可能な事業系紙ごみの清掃工場への搬入禁止など、実効性のある減量化施策について、条例・規則等の改正による制度改正も含めて検討していく必要がある。
- 事業系資源化物について、市の清掃工場で焼却処理されている可能性があることから、事業系ごみ処理の適正化、再資源化業者との連携強化によるリサイクルルートへの誘導を図る必要がある。

- 小型家電リサイクル法が平成 25 年 4 月に施行されたことを受け、対応について検討を進める必要がある。
- 市役所から排出されるごみ減量及び紙ごみ資源化を徹底していく必要がある。

環境教育・啓発活動の推進

- 東工場・臨海工場やリサイクルプラザの見学・啓発ブースを活用した環境学習を継続して実施していくことが必要である。
- マスコットキャラクターを有効に活用し、低年齢児からを対象とした出前講座の実施や、堺市環境学習副読本「わたしたちと環境」の配布など、幼少期からの環境学習の取り組みを継続して実施していくことが必要である。

情報提供及び情報発信の強化

- 意識調査において、ごみ発生量やリサイクル量、出したごみの処分・リサイクルのゆくえ等に係る情報発信を求める意見があったことを踏まえ、ごみ・資源物の発生量やリサイクル量、ごみ処理経費などの情報発信を推進する必要がある。
また、分別等の周知の取り組みについて、詳細な分別品目表の配布を希望する割合が高いことを踏まえ、詳細な分別品目表の情報提供について検討を進める必要がある。
- 若年層の分別協力率の向上に向けて、特に若年層に対する情報発信を推進する必要がある。

市民・事業者による自主的な行動の促進

- 集団回収について、回収量低下の主な要因は、電子化の進展による新聞等発行部数の減少といった社会的要因であると考えられる。これ自体は発生抑制が進んでいるものであり、発生・排出抑制の観点からは好ましいことである一方、リサイクル率の向上のためには、集団回収実施地域の拡大を進めることが望ましい。
- ごみ減量化推進員制度については、制度の実運用上の課題等について整理する必要がある。
- 意識調査において、資源物の分別について「出し方、分け方がわからない」との回答が一定多かったことから、FAQ（よくある質問）の充実や「ごみの出し方便利帳」の刷新による分別方法の周知を検討する必要がある。
- 意識調査において、販売者側との連携を求める意見があったことも踏まえ、レジ袋削減推進など、ごみ減量化への協力店舗の拡大方策について、堺版エコショップ制度の活用も含めて検討を進める必要がある。

さらなるごみ減量をめざす施策の検討

- 組成分析調査において、生活ごみ中の減量化・資源化が可能な物の占める割合が大きいことから、減量化・資源化のさらなる推進に向けて、生活ごみ有料化を視野に入れて検討を進める必要がある。
- 事業系ごみの収集運搬及び搬入に係る制度の整理・統合について検討を進める必要がある。
- その他、今後のごみの減量化・リサイクル状況を見定めながら、必要に応じて条例・規則改正などによる効果的で実効性のある減量施策を検討していく必要がある。